



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

税制の行方あれこれ

先日、政府が所得税について最高納税額の設定を検討していることが判明しました。現在は収入に応じて税率が高くなり最高税率は40%ですが、どんなに収入が多くても納税額の上限を2億円にする案が浮上しているそうです。東京は治安も良く、食べ物もおいしい、娯楽にも事欠かなく非常に魅力的な都市だけど、税金が高いのがネックだよな…と二の足を踏んでいた海外の金融・投資企業の幹部たちを日本に呼び込み、経済の活性化を目論んでいるようです。また、どんなに頑張っても手元には半分ほどしか残らないことを嘆く超富裕層・成功者の海外流出を防ぐ効果もありそうです。

もしこれが実現したら年収10億円のカルロス・ゴーンは2億円しか所得税を払わないことになる？（実際は住民税の負担もありますが）これは金持優遇でけしからんことなのか、はたまた経済的には好影響を与えると歓迎すべきなのか？一つ言えるのは、やはり人間は手元にお金があったら使いたくなる生き物です。ゴーンさんも、今まで税金でとられていたお金が手元に残ったら、スポーツカーを5-6台買ってくれるかもしれません。もう一つ言えるのは、海外の富裕層が日本へ進出するか否かを決める要因は税金だけではないということです。マーケットとして、果たして日本は現在魅力的な存在なのか？さて結果はどう転ぶのでしょうか。

一方で政府は課税所得1800万円超の中途半端（失礼）な高額所得者に対する課税を強化しています。この対象となる層は家のローンに縛られ、起業するほどでもなく、思いきって海外脱出！とまではいかないサラリーマンが多いと想定されます（本当？）そのあたりを狙い撃ちするのは姑息と言うか卑怯と言うか…

物議を醸しそうですが、配偶者控除の廃止も検討されるようです。巷では誤解されている方も多いようですが、そもそもこの制度で受けられるのは“所得控除”38万円のみで“税額控除”ではありません。年間の税額のインパクトなど些少なこの制度のために、女性が働く意欲をそがれたり、わざわざ収入を103万円以内におさえたりすることは社会的にも大きな損失だと思ふのです。

社会保障協定

先日あるお客様（日本人）より年金についてのご相談を受けました。その方はある国の企業に勤めていましたが、辞めて日本に戻られ事業をされています。実は日本で年金制度に加入していません。人生の将来設計を考えたときに、日本の年金制度に加入すべきか迷っていらっしやいました。迷っていた理由は2つ、①日本の年金制度が破たんしないか②今から加入して年金がもらえるのか、です。①については私も同様の懸念があり、こればかりは私が保証することもできませんが、②については少しアドバイスをすることができました。それが「社会保障協定」でした。

社会保険は、原則働いている国の社会保険制度に加入する必要があります。したがって、日本から海外、海外から日本で働く場合には、働く国で社会保険に加入することになりますが、この場合に両国の保険料を二重に支払わなければならない場合が生じたりしています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。そこで社会保障協定は、「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整し、保険料の掛け捨てにならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取扱い、その国の年金を受給できるようにするために、いくつかの国と締結されています。2014年1月現在、17か国（独、英、韓、米、仏、加、豪、蘭、白、西、愛、伯、瑞、洪、捷、伊、印）と協定を結んでいます（未発効2国含む）。年金加入期間の通算とは、両国の年金加入期間をまとめて一方の国から年金を受け取る仕組みではなく、それぞれの国での年金受給権を得るための期間要件を判断する場合に通算するという仕組みです。したがって、年金を受け取る際には、両国の年金制度に加入した期間に応じた年金を、それぞれの国から受けることになります。ちなみにドイツの加入期間要件は5年です。日本はご存じのとおり25年です！日本という国はできるだけ払いたくないのだなと思ってしまうのは、私だけでしょうか？